資産と費用の区分誤り

対象受検機関		検出事項			是正を求める事項	措置の内容
八尾土木事務所	令和3年度の財務諸表(貸借対照表)において、下記の仕訳の内容を確認したところ、建設仮勘定に計上すべきものが費用として処理されていた。				検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を 確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な 措置を講じられたい。	** * * * * * *
	年度	契約名称	金額	建設仮勘定に計上すべき金額	【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針) 1.取得時点での取引価格(購入代価等)だけではなく、その財産 を取得するために要した付随的支出(詳細設計費など)も含めて 資産として計上する。 2.取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこと に要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付 随的支出についても前項の規定を準用する。 【建設仮勘定取扱要領】 (建設仮勘定の計上) 第3条 建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第1号 アに規定する有形固定資産(土地を除く。)、同条第2号アに規定 する有形固定資産(土地を除く。)及び同条第6号に規定するソ	を と と
	令和3年度	一般府道大阪羽曳野線(八 尾富田林線)連続高架橋梁 詳細設計委託	8, 020, 000円	8, 020, 000円		
					公有財産台帳に登録しなければならない。 (参考) 建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会計制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より ○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。 ○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳(公	

	有財産システム) への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。
--	--

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年11月29日)